

# 中央防災会議 防災対策実行会議（第18回）

## 議事録

日 時：令和4年9月20日（火）9:45～10:06

場 所：官邸2階大ホール

○谷内閣府特命担当大臣（防災） 定刻になりましたので、ただいまから「第18回防災対策実行会議」を開会いたします。

この会議の座長代理として、進行を務めさせていただきます、防災担当大臣の谷公一でございます。どうかよろしく願いいたします。

限られた時間でございますので、早速議事に入らせていただきます。

それでは、本日の議題「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法関係」の地域指定及び基本計画について一括して、内閣府政策統括官から御説明いたします。榊統括官、よろしく頼みます。

○榊政策統括官 内閣府政策統括官の榊でございます。

お手元の資料に沿って御説明を申し上げます。

資料でございますが、1－1をお願いいたします。1ページを御覧ください。

日本海溝・千島海溝地震特別措置法につきましては、令和4年5月に改正法が公布され、6月に施行されました。本日は、このうち、赤い文字でお示しをしております地域の指定に関する答申2件と、国による基本計画の変更について議論をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。今後の流れでございます。

6月17日の中央防災会議で行われました地域指定の諮問に対する答申と、国による基本計画の変更について、今後開催予定の中央防災会議にお諮りすることとしております。地域の指定や基本計画の変更が決定された後には、自治体や民間事業者等はそれぞれ計画の作成・変更を行い、これらの計画に沿って関係者一丸となって防災対策を推進していくこととなります。

まず、地域指定について御説明をいたします。資料1－2の1ページを御覧ください。

地域指定につきましては、6月17日に内閣総理大臣から中央防災会議に諮問が行われました。地震防災対策推進地域は、著しい地震災害が生じるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域を指定するものであり、指定の基準は、震度・津波高等を基に検討することとしております。

また、津波避難対策特別強化地域は、津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生じるおそれがあり、津波避難対策を特別に強化すべき地域を指定するものであり、指定の基準は、津波高・津波到達時間等を基に検討することとしております。

2ページが対象とする地震でございます。

法律では、内閣総理大臣が地域指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものと規定されております。今回、地域指定に当たりましては、最大規模の地震として、内閣府で推計いたしました千島海溝モデル・日本海溝モデルに加え、最大規模の地震として被害の記録がある東北地方太平洋沖地震を対象として検討を行いました。

3 ページをお願いいたします。

対象とした地震の震度分布につきましては、千島海溝モデル・東北地方太平洋沖地震では最大震度7が、日本海溝モデルでは最大震度6強が推計されております。

4 ページをお願いいたします。

津波高でございますが、北海道えりも町で約28メートル、岩手県宮古市で約30メートルなど、北海道東北地方沿岸の広い範囲で巨大な津波が推計されております。

5 ページをお願いいたします。対象地震による被害想定でございます。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震につきましては、昨年12月に被害想定を公表しております。被害が最大となるケースで、死者数については、日本海溝地震で約19万9000人、千島海溝地震で約10万人、低体温症要対処者数につきましては、日本海溝地震で約4万2000人、千島海溝地震で約2万2000人などの推計が示されております。

6 ページをお願いいたします。

このような最大クラスの地震に対し、地方公共団体からの御意見も踏まえた地域の指定案がこちらになります。地震防災対策推進地域につきましては、震度6弱以上の地域、津波高3メートル以上で海岸堤防が低い地域、防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮を基準として、計272市町村を指定することとしたいと考えております。

7 ページをお願いいたします。津波避難対策特別強化地域の指定案でございます。

積雪による避難速度の低下など、積雪寒冷地域の特性も踏まえ、津波により30センチメートル以上の浸水が、地震の発生から40分以内に生じる地域、特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村、同一道県内の津波避難対策の一体性の確保を基準といたしまして、計108の市町村を指定することとしたいと考えております。なお、積雪寒冷地以外の地域につきましては、地震発生から30分以内に30センチ以上の浸水が生じる地域を基準としております。

8 ページをお願いいたします。津波避難対策緊急事業計画の概要でございます。

特別強化地域に指定された市町村は、緊急事業計画を作成することによって、避難場所や避難経路の整備等に係る国庫補助のかさ上げ等の特例措置を受けることができます。

続きまして、資料1-3の1ページをお開きください。

対策全体の体系について御説明を申し上げます。

今回、御議論いただきます基本計画に基づき、自治体等は推進計画を、また、民間事業者等は対策計画を作成・変更し、防災対策を推進していくこととなります。

また、一番下の段でございますが、特別強化地域の市町村におきましては、津波避難対策緊急事業計画を作成し、避難路等の整備を強力に進めていくことが可能となります。

2ページをお願いいたします。基本計画の変更案のポイントです。

今回は、まず、今後10年間で達成すべき減災目標として、想定される死者数をおおむね8割減少させる、これを新たに設定したいと考えております。また、地震防災対策を進めるための様々な施策を拡充し、防災教育や訓練による早期避難への意識の向上など、津波対策等を推進いたしますとともに、積雪寒冷地特有の課題への対応といたしまして、避難時の低体温症対策等にも取り組むこととしております。

また、右上になりますが、後発地震に関する情報の発信とその対応について、気象庁が後発地震に対する注意を促す情報を発信した際には、社会全体として、後発地震があった場合には、迅速に避難するための備えを1週間実施する旨、新たに記載しております。

右下になりますが、さらに国の応急対策活動に関する具体計画の作成方針等を新たに盛り込んでおります。

議題1の御説明は以上でございます。

○谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

この議題につきまして、斉藤国土交通大臣と尾身総務副大臣より発言を求められておりますので、まずは斉藤大臣、よろしくお願いいたします。

○斉藤国土交通大臣 国土交通省では、あらゆる自然災害から国民の命と暮らしを守るため、総合的な防災・減災対策に取り組んでいます。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模な災害が発生した場合には、海上保安庁による捜索・救助活動、人命救助につながる陸海空の緊急アクセスルートの確保、被災自治体へのリエゾン派遣、防災ヘリやテックフォースによる被災状況の迅速な把握、排水ポンプ車等の災害対策機械の派遣など、国土交通省が有する現場力を最大限発揮し、迅速に対応してまいります。

国土交通省としましては、地震・津波対策をはじめとした防災・減災対策について、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

次に、尾身副大臣、よろしくお願いいたします。

○尾身総務副大臣 総務省としては、国民の命を守るための消防防災体制の充実強化が重要であると認識しております。このため、迅速かつ適切な救助・救急活動が行えるよう、とりわけ積雪寒冷地特有の課題を踏まえた緊急消防援助隊の出動計画をアクションプランとして策定してまいります。

また、公共施設の耐震化や、市町村長向けの研修などによる自治体の災害対応力の向上や、災害時の避難誘導等を担う消防団・自主防災組織の充実による地域防災力の強化に取り組んでまいります。

以上です。

○谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

ここまでについて、学識経験者の各委員からの御意見などを伺いたいと思います。時間の都合上、あらかじめ御意見がある旨の連絡をいただいている委員の方を五十音順に指名させていただきます。恐縮でございますが、お一人1分程度でお願いいたします。まず、大原委員、お願いします。

○大原委員 大原美保と申します。

災害リスク評価や災害対応の研究に携わっております立場から御意見を申し上げます。

このたびの地域指定案に基づく対策のさらなる推進を期待いたします一方で、積雪寒冷地においては、暖房等を含めた避難環境の確保はかなり困難であるため、行政対応には限界もあると懸念いたします。個人、家庭、コミュニティーレベルで積雪寒冷地も想定した避難への備えをより一層充実していただく必要があり、さらなる意識啓発をよろしくお願いいたします。

また、家族や知り合いの家など、広域的な一時滞在先を確保可能であれば、日頃から具体的に想定しておいてもらうとともに、そのための内陸部への移動を支援するなど、行政による対策実施だけではなく、被災者自らの自助努力を後押しするような支援も必要になると考えています。対策の推進をぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続いて、小室委員、お願いします。

○小室委員 小室です。

推進基本計画の変更では、減災目標について具体的数値を設定する案となっております。そこには、ハード対策だけでなくソフトの対策、すぐに避難するという意識を持つ住民の割合を70%にするなどがあります。こうした目標の達成には、国や自治体だけでなく、消防団、防災士、学校、PTA、各種NPOなど、様々な組織を通じてこうした訴えが個人にまで届くことが必要です。こうしたソフト面での達成をも念頭に置いて、この計画を実施していただきたいと願います。

以上です。

○谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続いて、首藤委員、お願いいたします。

○首藤委員 社会安全研究所の首藤と申します。

今回の2つの地域の指定案及び基本計画案については、いずれも賛成いたします。その上で、2点お願いしたいことがございます。

1点目は、今回の基本計画は、新たに減災目標とか施策の具体的目標を定めたことが非常に新しいポイントでして、これは高く評価したいと思っております。今後は、この目標に向かって施策や取組がしっかりと進捗しているかどうか、計画期間の途中でしっ

かりとフォローアップをしていただきまして、必要に応じて取組の仕方の見直しあるいは計画の見直しを図るなど、PDCAを図っていただくことをお願いしたいと思います。

もう一点は、今回の変更によりまして、ごく小さな市町村とか小さな民間事業者も、新たに計画を作成したりあるいは変更したりということが必要になると思います。ただ、これは小さな組織にとっては非常に大きな負担となりますので、それをできるだけ避けることも必要だと考えます。

多くの自治体や民間事業者は、既に防災とか安全に関する計画を何らかの形で定めていることが多いですので、その中で必要事項が定められていれば、これを準用できるということをあらかじめお伝えするなどして、できるだけ負担を軽減できるように国として御配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続いて、平田委員、お願いいたします。

○平田委員 後発地震への注意情報の発信について、地震学、地震防災の立場から平田が発言いたします。

現在の地震学では、地震発生の可能性が高まったということの評価することはできません。しかし、これはいわゆる地震予知ではございません。後発地震への注意情報は、可能性は高まったが巨大地震が発生するかもしれないし、発生しないかもしれないという極めて不確実性が高い情報であるため、それに応じた防災対応は大変難しいと考えます。そうした観点で、今回の情報発信では、事前避難などは呼びかけず、避難準備を徹底するという対策は妥当であると思います。国・自治体など行政機関は、住民が自ら考えて行動できるような手助けをする必要があると思います。

例えば、津波の浸水想定などの整備・公表を行うなどして、住民自らが避難場所・避難経路の確認をする、そういうことができるように行政が支援するということが重要だと考えます。大変難しい情報であるので、事前の周知啓発が大変重要でございまして、普及の取組に力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続いて、村野委員、お願いいたします。

○村野委員 別府市の村野と申します。

災害の軽減ということで一言お話をさせていただきたいと思います。

昨年5月に災害対策基本法の一部が改正になりまして、自治体には個別避難計画作成が努力義務化されました。別府市では2016年度から取組を始め、昨年度は内閣府のモデル事業を受託し、難病等医療的ケアが必要な方の情報把握と個別避難計画作成に取り組み、在宅にて自呼吸ができない吸引機を使用している方のアセスメントまで行うことができました。その取組を含む内容が、資料の2-1、2-2、または巻末のDVDに収め

られていますので、御覧になっていただければ幸いです。

法改正後、全国の自治体から「達成率は何%ですか」というような問いが多く、具体的な手法について確認されないことが懸念されます。過去多くの高齢者や障害者等に被害が集中したため、福祉専門職や地域とともに個別避難計画を作成するように法改正されたにもかかわらず、これまでのように達成率だけを求めても、命と暮らしは守られないということを再度徹底していただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

齊藤大臣、尾身副大臣ほか、委員の皆様から幅広い視点から大変貴重な御意見をいただきました。いただいた御意見につきましては、今後の検討にしっかりと反映させてまいりたいと思います。

それでは、最後に報道の方に入室していただいた後、官房長官より御発言をお願いしたいと思います。

（報道関係者入室）

○谷内閣府特命担当大臣（防災） それでは、官房長官、お願いいたします。

○松野内閣官房長官 委員の皆様方には、御多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

日本海溝・千島海溝地震については、東日本大震災の教訓を踏まえ、最大クラスの地震・津波を想定した防災対策の見直しを進めてまいりました。本日の会議では、本年5月に成立した改正日本海溝・千島海溝地震特措法に基づく地域指定案と、基本計画の変更案について皆様に御議論をいただき、また、貴重な御意見もいただいたところであります。本日の御議論なども踏まえ、今後なるべく早期に中央防災会議を開催し、地域の指定や計画の変更を決定したいと考えております。

ところで、この週末、台風第14号が猛威を振るい、日本列島各地で被害が生じました。政府として災害応急対策などに全力で取り組んでいるところでありますが、今回の台風の接近に当たっては、総理の指示の下、先週末の段階で先手先手の対応を打ち、備えを進めてまいりました。いどこで発生してもおかしくない地震についても、事前の準備が重要であることは、他の自然災害と同様であります。政府として、日本海溝・千島海溝地震をはじめ切迫する巨大地震に対して適切に備え、防災・減災対策を迅速に実行していくための取組を精力的に進めてまいりますので、引き続き委員の皆様のお協力、御支援をお願いいたします。本日はありがとうございました。

○谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、報道の方は御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○谷内閣府特命担当大臣（防災） それでは、そろそろ時間となりましたので、本日の議事を終了したいと思います。

本日御議論いただきました内容については、いずれも今後開催予定の中央防災会議において決定する予定であり、本日の説明資料には調整中の中身も含まれるため、非公開とさせていただきますとともに、大変恐縮でございますが回収させていただきたいと思っておりますので、机に置いたまま御退席いただきますようお願いいたします。

なお、官房長官からもお話がございましたように、台風第14号については、政府一体となって災害応急対策に全力を尽くしているところでございます。当面、被害状況の把握に努めております。引き続き消防等の関係機関と連携しつつ、情報収集や救助活動に万全を期してまいります。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。